平成３０年第３回安城市議会定例会

議　案　書

（平成３０年９月２６日提出分）

目　　次

議　案　番　号	件　　名	頁
第７９号議案	安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	1
第８０号議案	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について	3
第８１号議案	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	7
第８２号議案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	１１
同意第５号	教育委員会委員の任命について【説明書参照】	１３

第７９号議案

安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成３０年９月２６日提出

安城市長　神　谷　　学

安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例

安城市市立学校設置条例（昭和３９年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表安城幼稚園の項及びさくの幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城幼稚園及びさくの幼稚園を廃止する上で必要があるため。

第８０号議案

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成３０年９月２６日提出

安城市長　神　谷　　学

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市に認定こども園を設置する。

２　認定こども園の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

（入園資格）

第３条　認定こども園に入園することのできる者は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第１９条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満３歳に達する子どもを除く。以下同じ。）に該当する支給認定子ども（法第２０条第４項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）とする。

（保育料の額）

第４条　保育料の額は、一月につき、法第２７条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

（保育料の納付）

第５条　保護者は、毎月末日（１２月にあっては２６日とし、その日が休日（日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までにその月分の保育料（認定こども園が当該保育料に関し法定代理受領（安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年安城市条例第３１号）第２条第１７号に規定する法定代理受領をいう。）を受ける場合にあっては、当該法定代理受領に係る額を保育料から控除した額とする。以下同じ。）を納付しなければならない。

（延長保育利用料）

第６条　保護者は、法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが延長保育（認定こども園において休日以外の日に保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。）を超えて実施する保育をいう。）を受ける場合は、月額６，５００円を限度として規則で定める額を延長保育利用料として保育料と併せて納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第７条　市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料又は延長保育利用料を減免することができる。

（１）保護者の病気又は災害等により保育料又は延長保育利用料の納付が困難であると認められるとき。

（２）その他特別な理由があると認められるとき。

（規則への委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第２条　認定こども園を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においてもすることができる。

（保育料の額に関する経過措置）

第３条　法附則第９条第１項の適用がある間における法第１９条第１項第１号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る保育料の額は、第４条の規定にかかわらず、一月につき法附則第９条第１項第１号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロに掲げる額の合計額とする。

（幼稚園在籍幼児に関する経過措置）

第４条　施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園に在籍している幼児であって、施行日において法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであるものは、施行日においてそれぞれ同表右欄に掲げる認定こども園に入園したものとみなす。ただし、右欄に掲げる認定こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

安城幼稚園	安城こども園
さくの幼稚園	さくのこども園

別表（第２条関係）

名称	位置
安城こども園	安城市相生町１８番７号
さくのこども園	安城市篠目町４丁目２２番地２１

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市立幼保連携型認定こども園を新設する上で必要があるため。

第８１号議案

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成３０年９月２６日提出

安城市長　神　谷　　学

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（安城市都市公園条例の一部改正）

第１条　安城市都市公園条例（昭和５２年安城市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第３備考２中「幼稚園」の次に「の教育活動、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

（安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成２年安城市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１４条の表１の項中「幼稚園の教育活動」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

（丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　丈山苑の設置及び管理に関する条例（平成８年安城市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項の表１の項中「幼稚園の教育活動」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

（安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例（平成８年安城市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第３の１の項中「幼稚園」の次に「の教育活動、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

（安城市行政手続条例の一部改正）

第５条　安城市行政手続条例（平成９年安城市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条中第１２号を第１３号とし、第５号から第１１号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。

（５）認定こども園において、教育又は保育の目的を達成するために、入園者又はその保護者に対してされる行政指導

（安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第６条　安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年安城市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「安城市教育委員会（」の次に「幼保連携型認定こども園にあっては、安城市長。」を加える。

（安城市市民安全条例の一部改正）

第７条　安城市市民安全条例（平成１７年安城市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第６条第４号中「保育所」の次に「、認定こども園」を加える。

（安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第８条　安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成３０年安城市条例第２０号）の一部を次のように改める。

別表第１（その３）の改正規定中「教育活動」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条及び第６条の規定は、

平成３１年４月１日から施行する。

（安城市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の安城市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に公園の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に公園の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

（安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第３条　第２条の規定による改正後の安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に博物館の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に博物館の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

（丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　第３条の規定による改正後の丈山苑の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に丈山苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に丈山苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

（安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条　第４条の規定による改正後の安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に公園の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に公園の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、必要があるため。

第８２号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成３０年９月２６日提出

安城市長　神　谷　　学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和３９年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第４建築基準法第７条の３第１項に規定する中間検査申請又は同法第１８条第１９項に規定する特定工程終了通知に係る手数料の項の次に次のように加える。

建築基準法第４３条第２項に規定する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請１件につき	２７，０００円

附　則

この条例は、平成３０年９月２８日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、建築基準法施行令の改正に伴い、必要があるため。

同意第５号

教育委員会委員の任命について

平成３０年９月３０日をもって教育委員会委員加藤滋伸が任期満了となるので、後任として次の者を任命したい。

上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成３０年９月２６日提出

安城市長　神　谷　　学

記

安城市

加　　藤　　滋　　伸

昭和　　年　月　　日生